

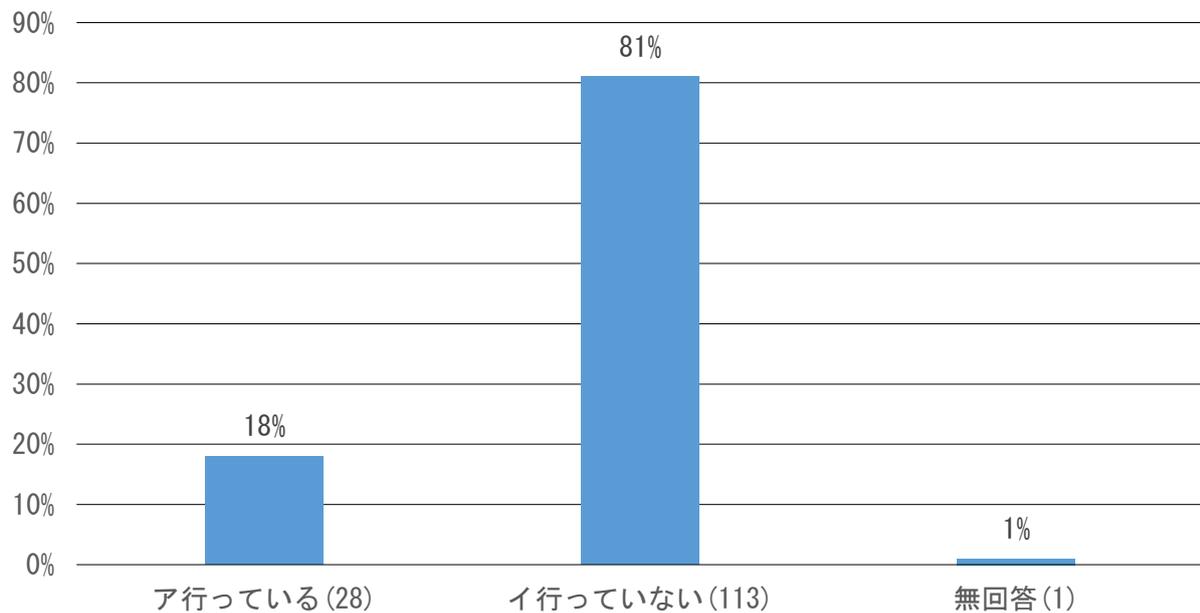
# 【事業所向けアンケート結果】

調査期間	令和2年3月27日(金)～4月30日(木)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院。 ①高齢者施設(介護保険法) : 168事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 70事業所 ③病院 : 3病院 合計 : 241事業所
調査方法	郵送による配布・回収
回収票数	①高齢者施設(介護保険法) : 142事業所(回収率84.5%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 54事業所(回収率77.1%) ③病院 : 3病院(回収率100%) 合計 : 199事業所(回収率82.6%)

Q1 貴事業所（施設）では、利用者の金銭管理を行っていますか。

ア・ 行っている

イ・ 行っていない

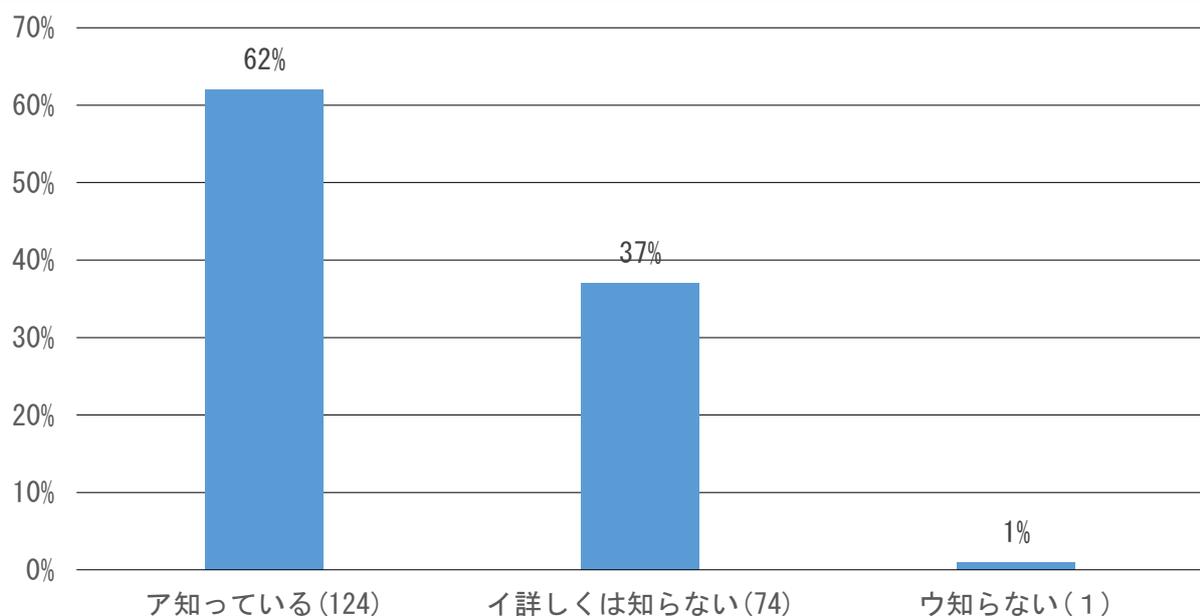


Q2 成年後見制度について知っていますか。

ア・ 知っている

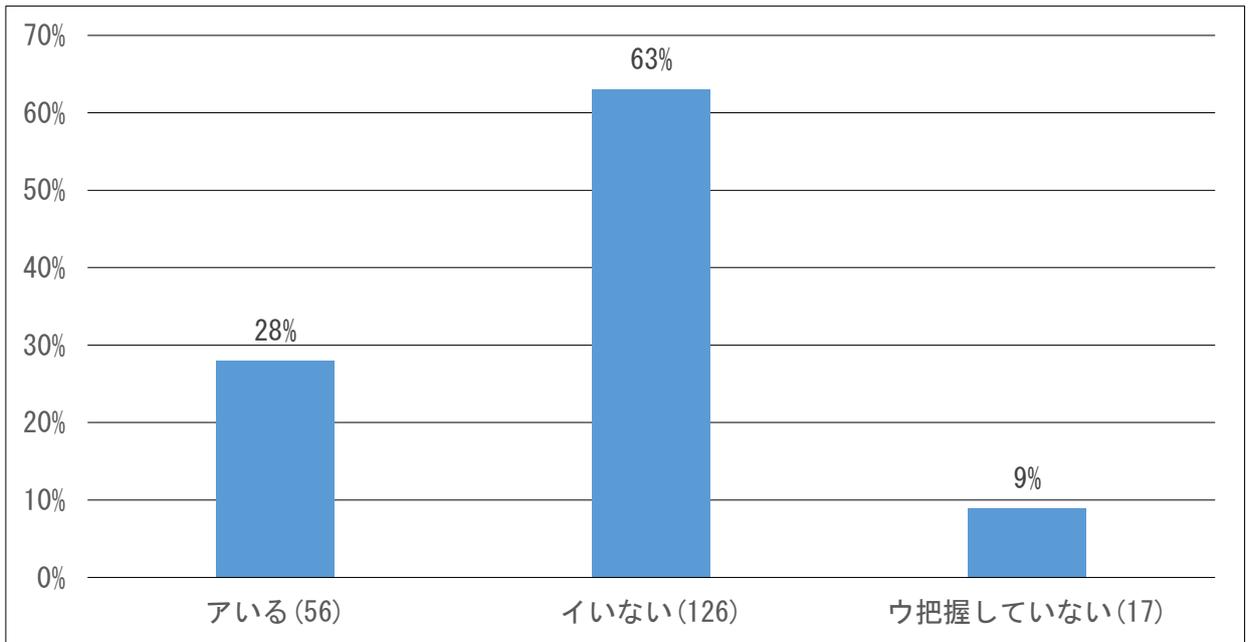
イ・ 詳しくは知らないが、  
制度は知っている

ウ・ 知らない



Q3 貴事業所（施設）の利用者で、現在、成年後見制度を利用している方はいますか。いる場合は、類型ごとの概ねの人数を記入してください。

ア・ いる⇒下記 A へ		イ・ いない	
A	① 後見	人	ウ・ 把握していない
	② 保佐	人	
	③ 補助	人	
	④ 任意後見	人	

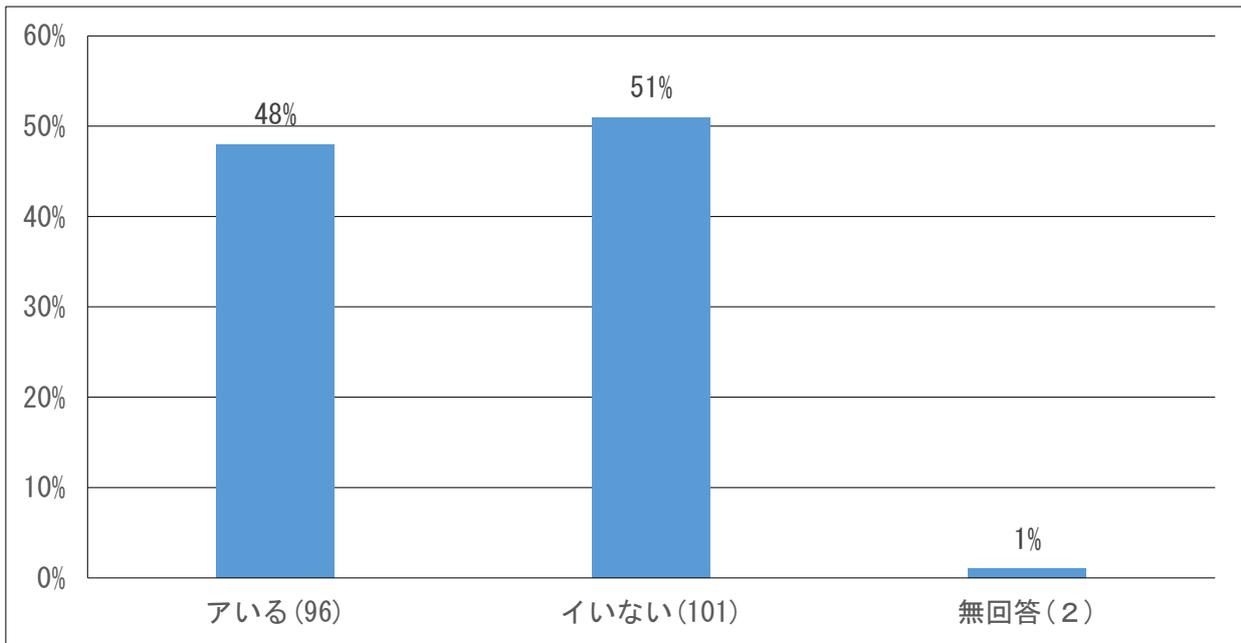


A いる	
① 後見	90 人 (47 事業所)
② 保佐	12 人 (11 事業所)
③ 補助	1 人 (1 事業所)
④ 任意後見	0 人
計	103 人 (56 事業所)

Q4 貴事業所（施設）の利用者で、将来的に成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。

「ア・いる」と回答した場合、その概ねの人数を記入してください。

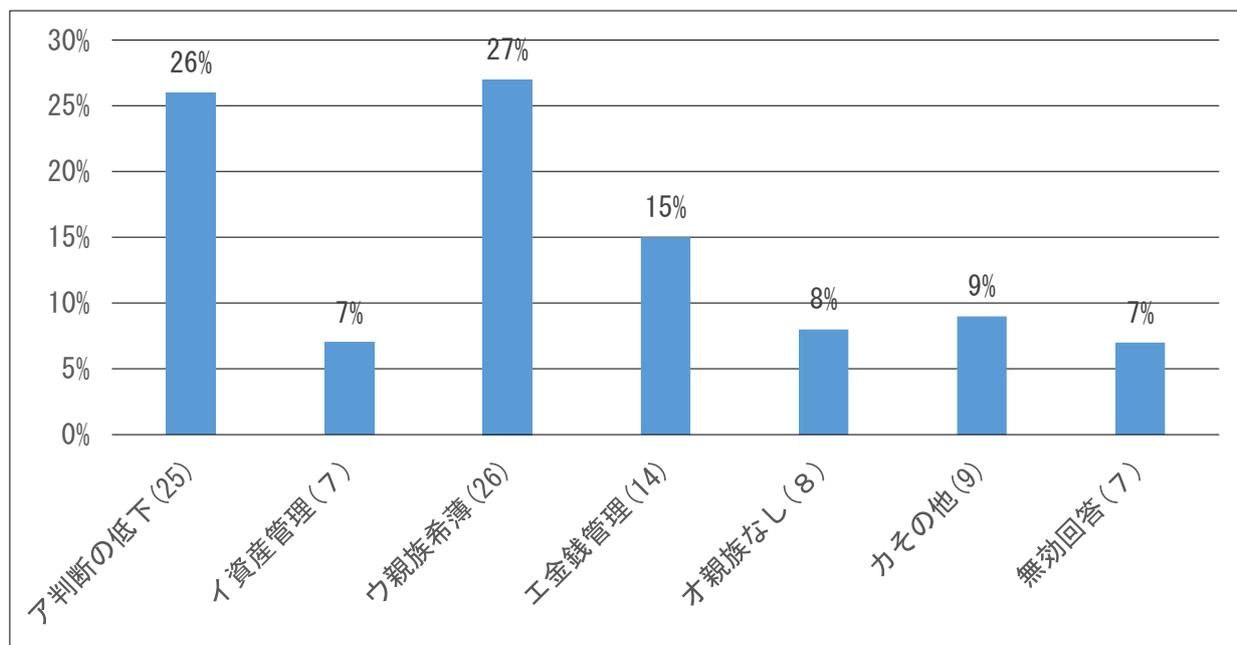
	ア・ いる⇒下記Bへ	イ・ いない
B	必要と思われる方の人数 ( 人)	



<b>B 必要と思われる方の人数</b>	
合計	380 人 (96 事業所)
医療機関	14 人 (3 事業所)
居宅介護支援事業所	46 人 (7 事業所)
地域包括支援センター	50 人 (4 事業所)
相談支援事業所	31 人 (3 事業所)
小計	141 人 (17 事業所)

Q5 上記Q4の利用者が制度の利用が必要と考える理由は何ですか。概ねあてはまると思う理由に一つだけ回答してください。

ア・ 判断能力の低下	イ・ 資産があるが管理できていない
ウ・ 親族との関係が希薄	エ・ 金銭管理ができていない
オ・ 親族がいない	カ・ その他（ ）

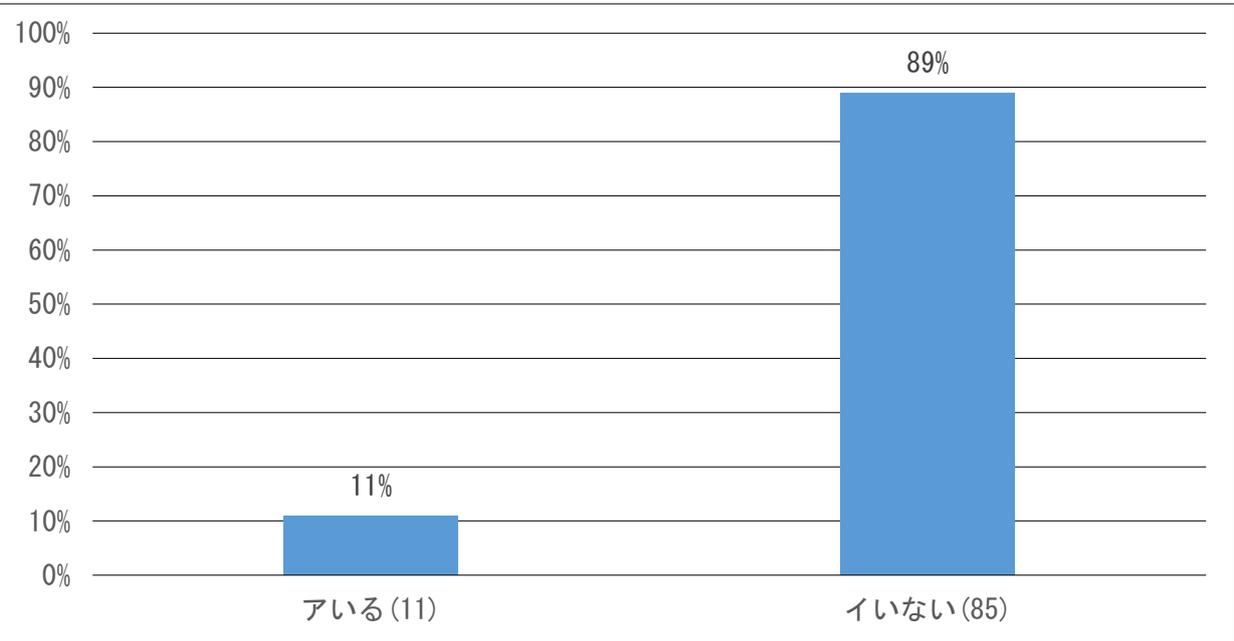


カ：その他

- ・ 親、親族の高齢化
- ・ 親亡き後を考えて

Q6 上記Q4の対象者で、現在、成年後見制度の申立てを予定している方はいますか。

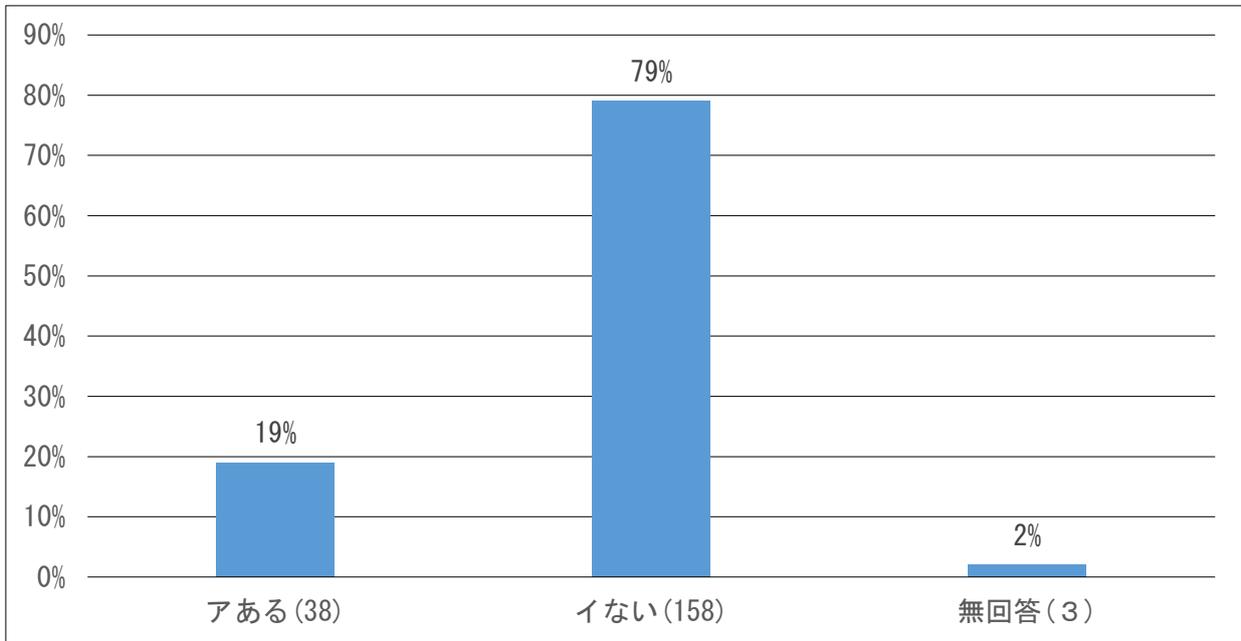
	ア・ いる⇒下記Cへ	イ・ いない
C	予定している方の人数（ 人）	



C : 予定人数	
高齢者	9人(6事業所)
障がい者	9人(4事業所)
医療機関	4人(1事業所)
合計	22人(11事業所)

Q7 貴事業所（施設）では、今まで成年後見制度に関する相談を受けたことがありますか。ある場合は、その件数（実数）を記入してください。

	ア・ ある⇒下記 D へ	イ・ ない
D	件数（件）	

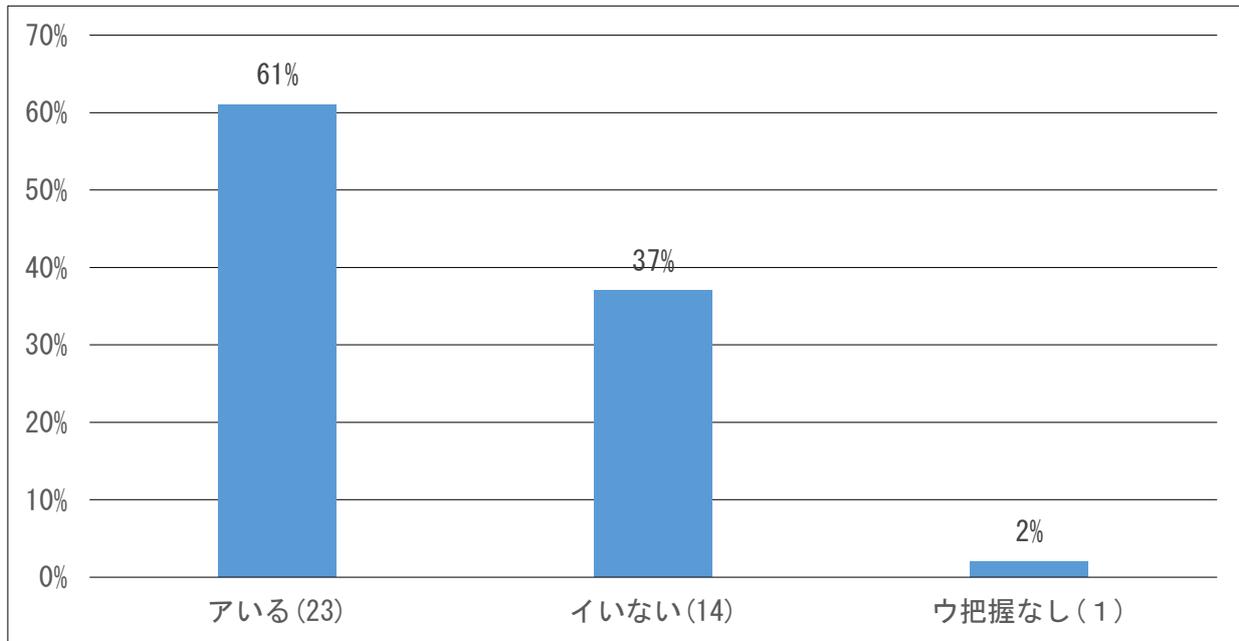


D : 相談回数	高齢者	障がい者	医療機関
1 件	8	5	0
2 件	3	2	1
3 件	5	0	0
4 件	2	0	0
5 件	0	1	0
6 件	1	0	0
7 件	1	0	0
10 件	1	0	0
13 件	1	0	0
30 件	1	0	0
数えていない	0	0	1
年々増加している	0	0	1

\* 回答のあった事業所数を計上

Q8 上記Q7のうち、平成28年移以降、成年後見制度の利用につながった方はいますか。「ア・いる」と回答した場合は、その人数を回答してください

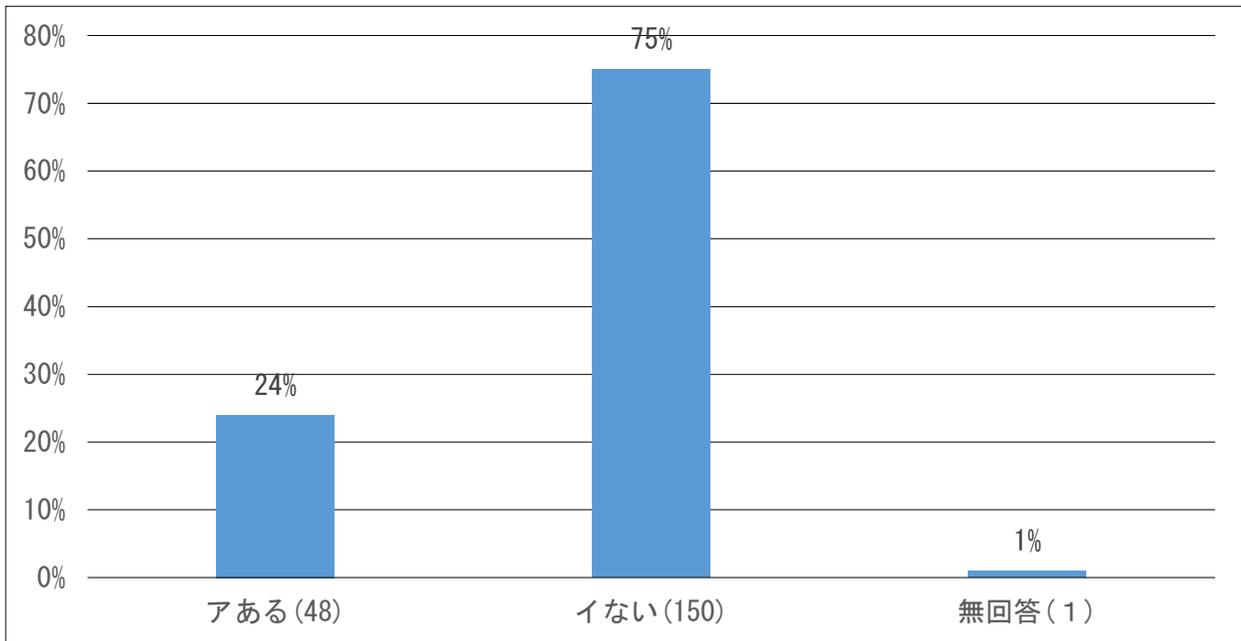
	ア・ いる⇒下記Eへ		イ・ いない
E	① 平成28年度	人	ウ・ 把握していない
	② 平成29年度	人	
	③ 平成30年度	人	



E : 人数	
平成28年度	11人(10事業所)
平成29年度	5人(5事業所)
平成30年度	19人(16事業所)
合計	35人(延31事業所)

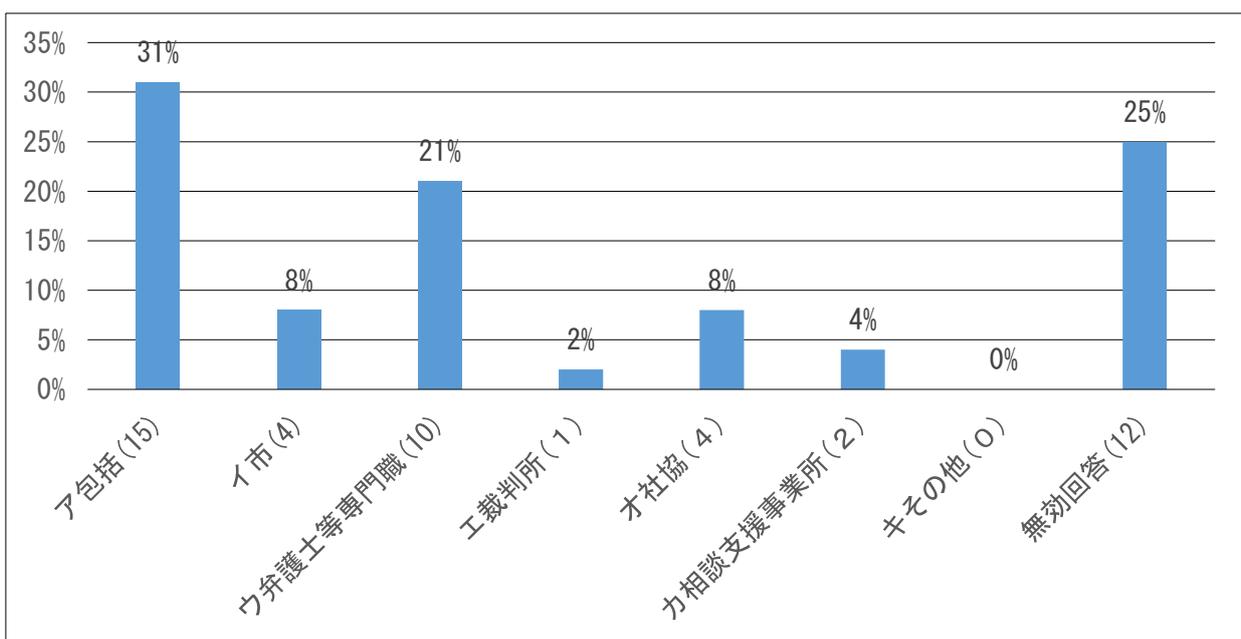
Q9 貴事業所（施設）では、成年後見制度に関して、他機関に相談したことがありますか。

ア・ ある	イ・ ない
-------	-------



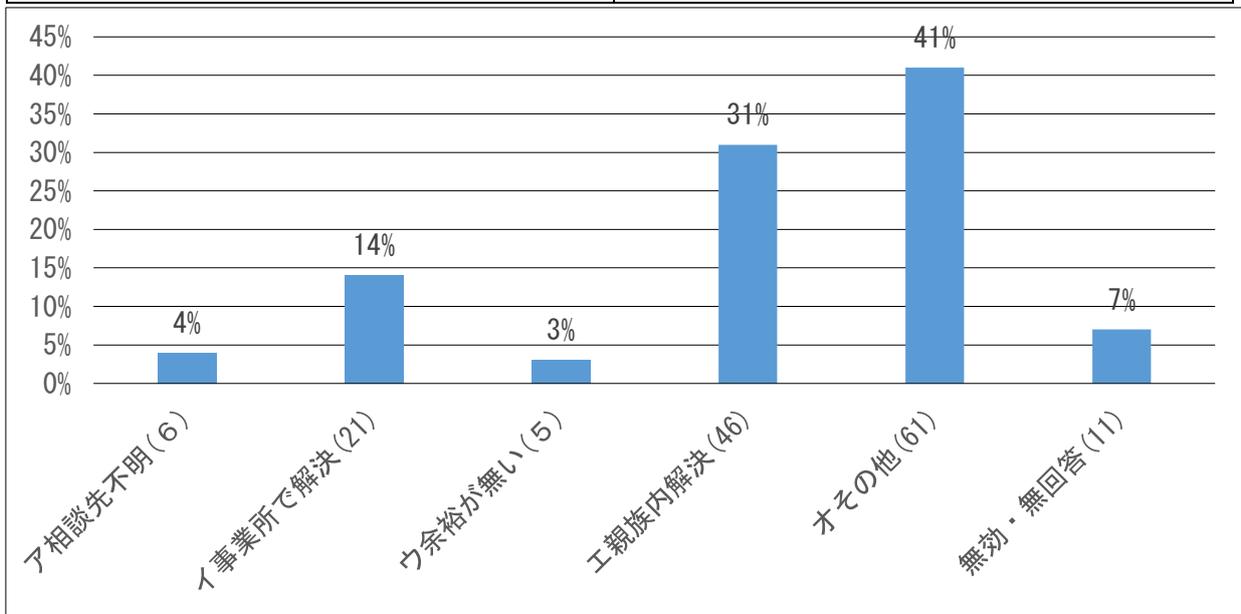
Q10 上記Q9で「ア・ある」と回答した事業所（施設）にお伺いします。相談先はどこですか。

ア・ 地域包括支援センター	イ・ 市
ウ・ 弁護士や司法書士などの専門職	エ・ 裁判所
オ・ 社会福祉協議会	カ・ 相談支援事業所
キ・ その他（ ）	



Q11 上記Q9で「イ・ない」と回答した事業所（施設）にお伺いします。その理由は何ですか。

ア・ 相談先がわからない	イ・ 事業所内で解決できた
ウ・ 業務の都合上、相談する余裕がない	エ・ 利用者の親族内で解決できた
オ・ その他（ ）	



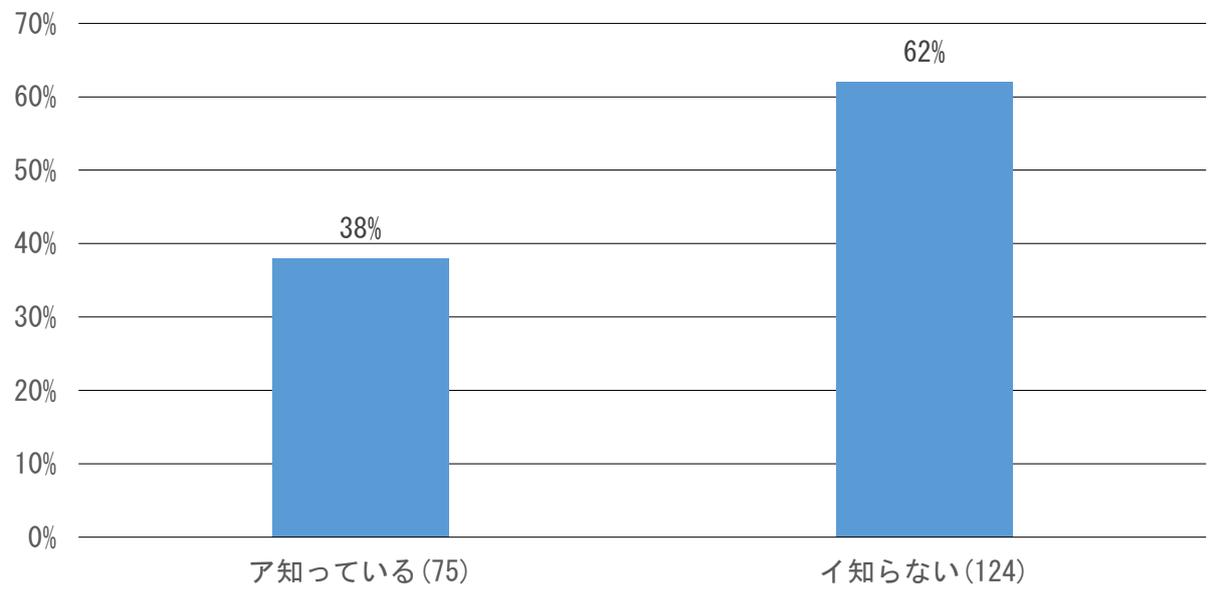
オ：その他

- ・ 相談する様な事例がなかった、家族が動かない
- ・ 担当ケアマネジャーが対応していると思われるので、必要性を感じなかった
- ・ 親御さんが健在なので、まだ必要無いと思われる
- ・ 本人に問題意識が無く、相談に至らなかった

Q12 成年後見制度は、貴事業所（施設）の利用者や職員に知られていると思いますか

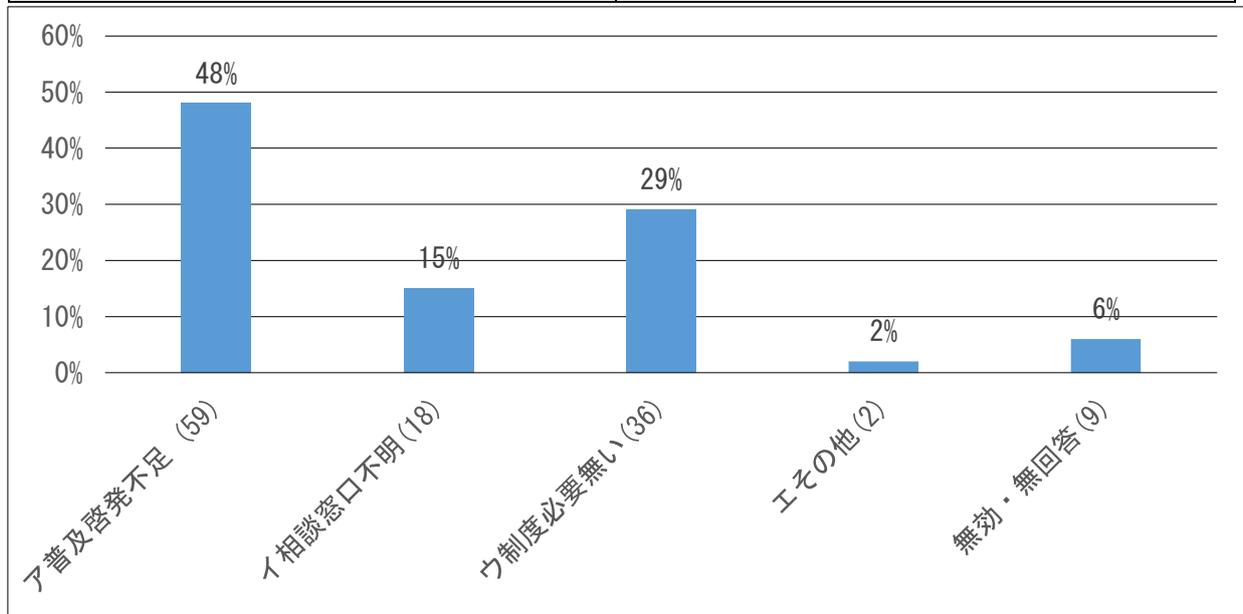
ア・ 知られている

イ・ 知られていない



Q13 上記Q12で「イ・知られていない」と回答した事業所（施設）にお伺いします。その理由は何ですか。

ア・ 普及啓発が不足している	イ・ 相談窓口が不明確
ウ・ 制度を利用する必要がない	エ・ その他（ ）

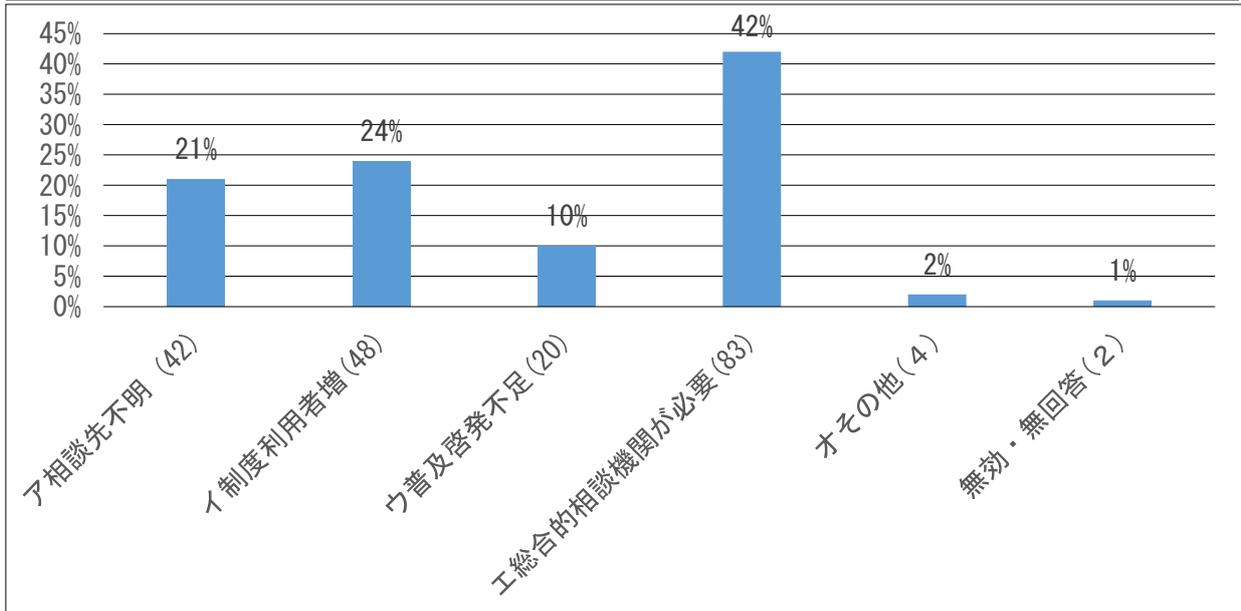


エ：その他

- ・ 成年後見制度を受けたい利用者さんの家族にも障害があり、申請手続きが家族裁判所で行うため、手続きが難しい。

Q14 成年後見制度の利用等、権利擁護支援を専門とする相談機関（仮：成年後見・権利擁護支援センター）が必要だと思う主な理由を一つだけ回答してください。

- ア・ 制度に関する相談先が不明確なため
- イ・ 制度を必要とする人が増えているため
- ウ・ 制度についての普及啓発が不足しているため
- エ・ 権利擁護に関して総合的に支援する相談機関が必要なため
- オ・ その他（ ）

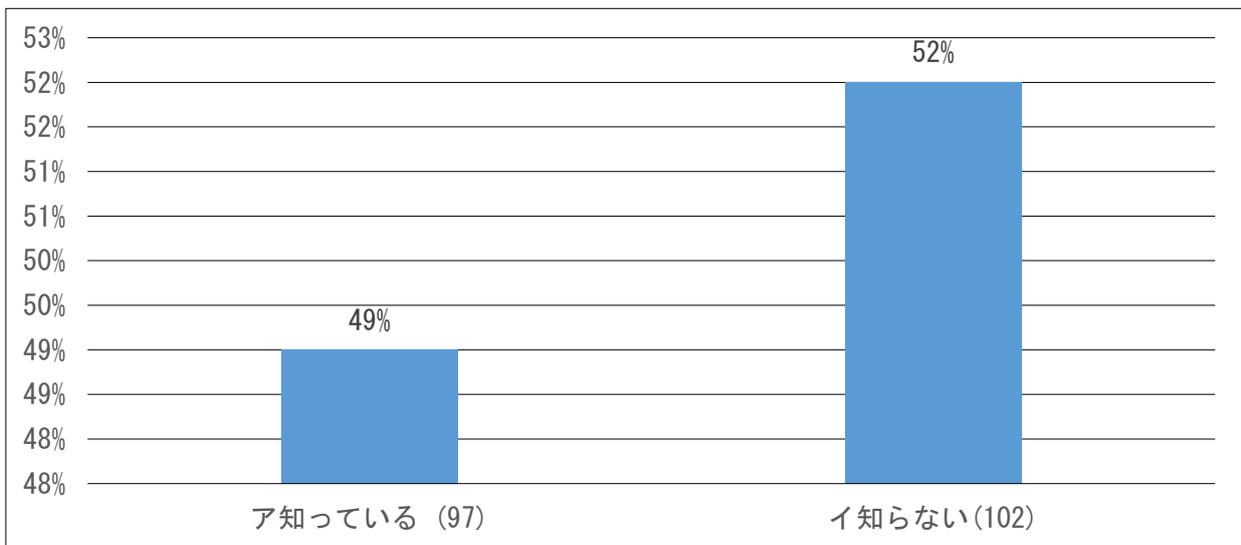


オ：その他 専門に相談を受ける場所があるのは、手間や時間短縮となり良いと思う

Q15 市民後見人制度を知っていますか。

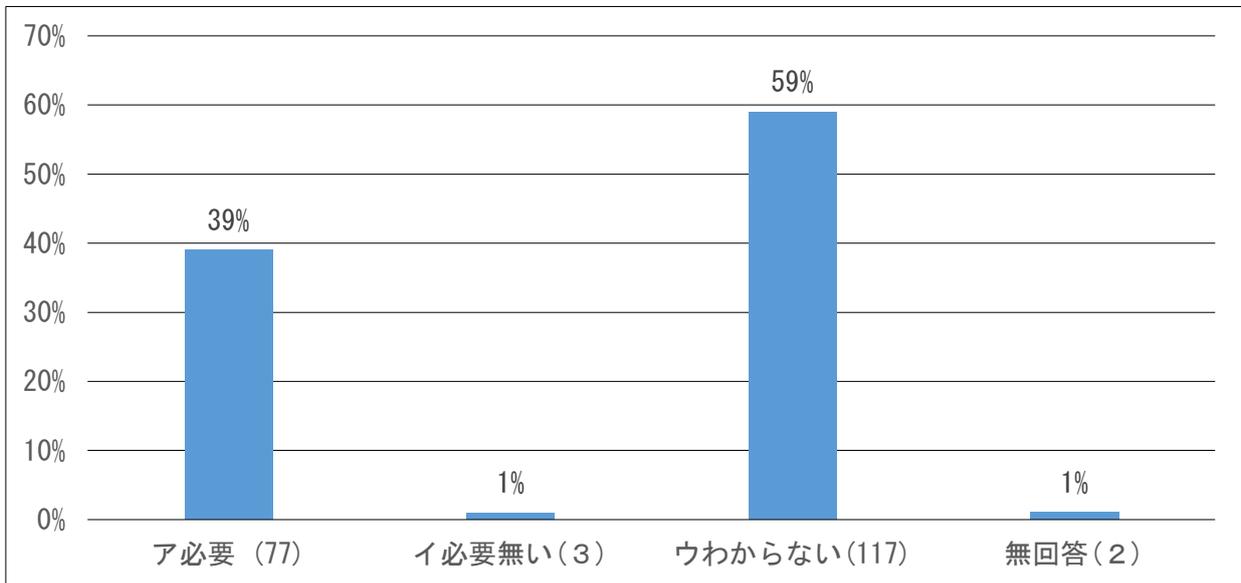
ア・ 知っている

イ・ 知らない



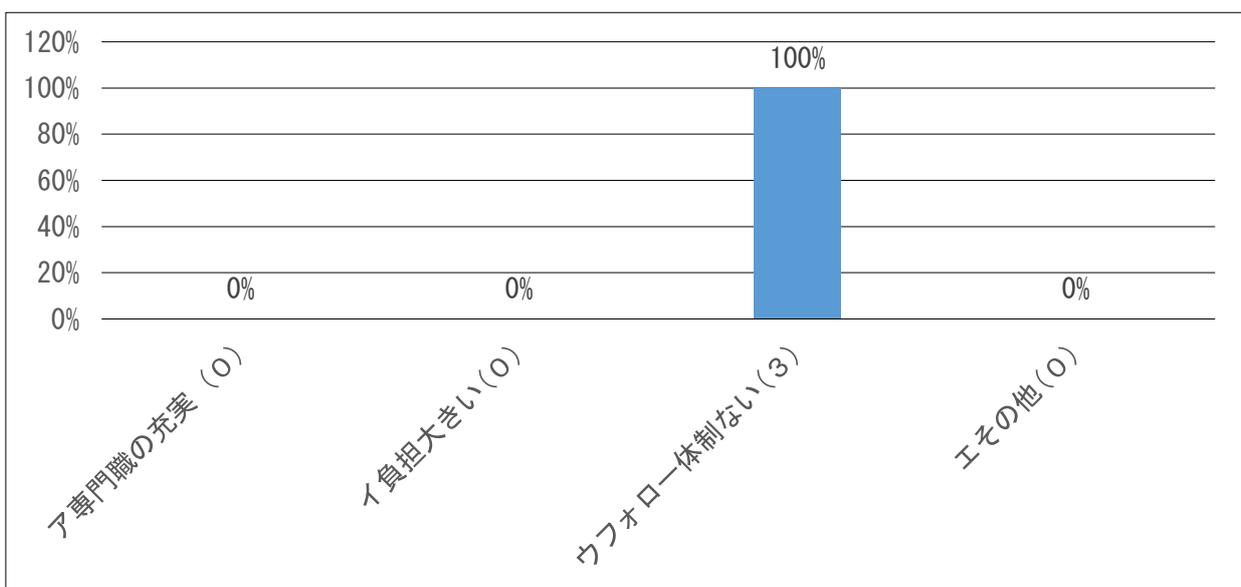
Q16 市民後見人は必要だと考えますか。

ア・ 必要	イ・ 必要ない
ウ・ わからない	



Q17 上記Q17で「イ・必要ない」と回答した事業所（施設）にお伺いします。その主な理由に一つだけ回答してください。

ア・ 後見人を受任することができる専門職が充実しているため
イ・ 市民後見人の負担が大きいため
ウ・ 市民後見人をフォローする体制ができていないため
エ・ その他（ ）



Q18 成年後見制度の利用を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

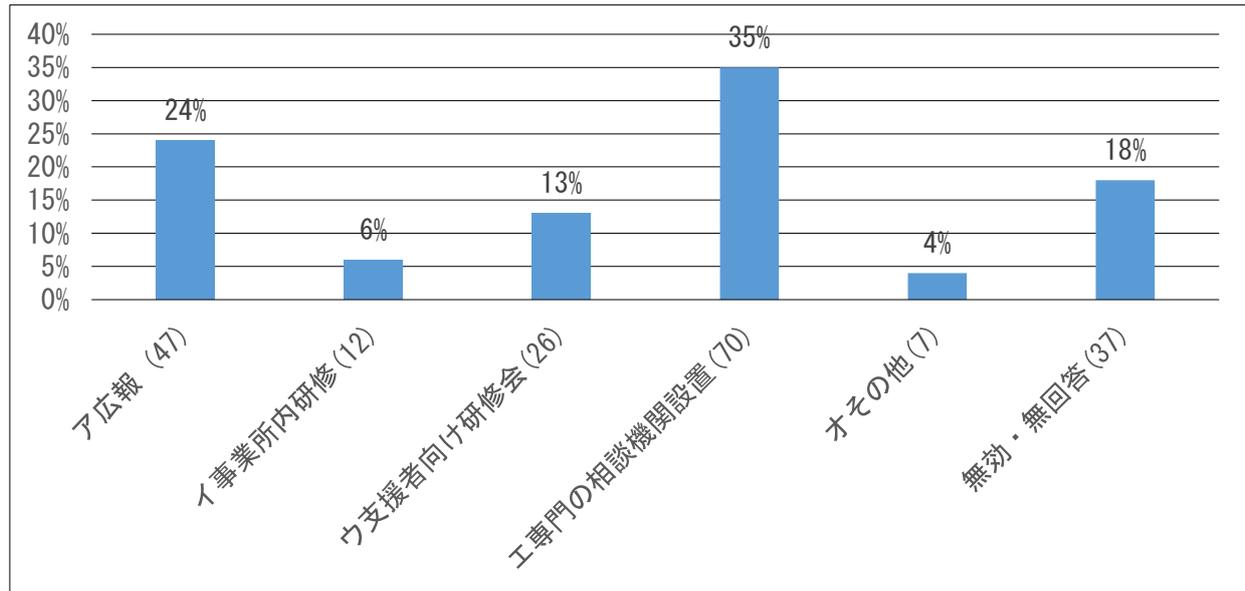
ア・ 広報・講演会での市民への周知

イ・ 支援者側（事業所内部）の研修

ウ・ 支援者向けの研修会の開催

エ・ 専門の相談機関の設置

オ・ その他（ ）



オ：その他

- ・ 手引きのスマート化
- ・ 手続き等の簡素化、手続きが簡便であれば尚良い

Q19 成年後見制度に関する「課題」「要望」などがあれば自由に記入してください

- ・障害のある方もない方も高齢者も誰でも相談していい相談窓口が早く機能する形になってほしい。
- ・いざ我が子にとって本当に必要かという見極めや、いつ動き出したら丁度良い時なのか、いつでも出来ると思って先延ばしにしているのではと思うところがある。
- ・医療機関では迅速な介入をお願いしたい。(金銭管理、施設契約等)
- ・高齢者だけでなく障害者も必要な制度であるため、今後さらに需要が高まると思われる。親なき後、親族がいても近くに居住していなかったり、様々な事情で管理できなかったりすることもあると思うので、もっと多くの人に制度を知ってもらうこと、より利用しやすいものになることを願ってる。
- ・個々の対象者の生涯を通じた総合的な支援をコーディネートする機関がない。
- ・成年後見制度の申し立てから利用につなげるのも時間も手間もかかり大変だが、なんとか利用につなげて後見人とうまく連携がとれずあまりメリットが感じられなかった…というケースもある。ケースごとに関係者が集まって対策を検討できるような仕組みが必要と思う。